

伴走支援型特別保証制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の皆さまの資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が継続的な伴走支援を実施することにより、経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的として創設された制度です。

ご 利 用 い た だ け る 方	次の（１）から（３）のいずれかに該当する方 （１）セーフティネット４号の認定書を取得した方 （２）セーフティネット５号の認定書を取得し、次のいずれかに該当する方 ・売上高等減少率が 15% 以上であること ・売上高等減少率が 15% 未満のものにあっては、最近１か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高等と比較し 15% 以上減少していること （３）次のいずれかに該当する方（一般保証） ・最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 15% 以上減少していること ・最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 5% 以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して 15% 以上減少していること
対 象 業 種	全業種（保証対象業種）
保 証 限 度 額	6,000万円
保 証 期 間	一括返済：１年以内 分割返済：１０年以内（据置５年以内）
責 任 共 有 制 度	セーフティネット４号：責任共有制度対象外 セーフティネット５号、一般保証：責任共有制度対象
保 証 料 率	・セーフティネット４号、５号の場合 0.85% （経営者保証免除の場合は 1.05% ） ・一般保証の場合 0.45%～1.90% （経営者保証免除の場合は 0.65%～2.10% ）
保 証 料 補 助 (※１)	・セーフティネット４号、５号の場合 0.65% （経営者保証免除の場合は 0.85% ）相当額 ⇒事業者負担は実質 0.2% 相当額 ・一般保証の場合 0.25%～0.75% （経営者保証免除の場合は 0.45%～0.95% ）相当額 ⇒事業者負担は実質 0.2%～1.15% 相当額
必 要 書 類	経営行動計画書 認定書 売上高減少要件確認書（※２） 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応時のみ）

※１ 借入期間中に返済方法の変更を行った場合に発生する信用保証料については、保証料補助の対象外となります。

※２ 一般保証およびセーフティネット５号（売上高等減少率**15%**未満）の際に必要となります。

※ 令和4年2月1日現在の情報となります。